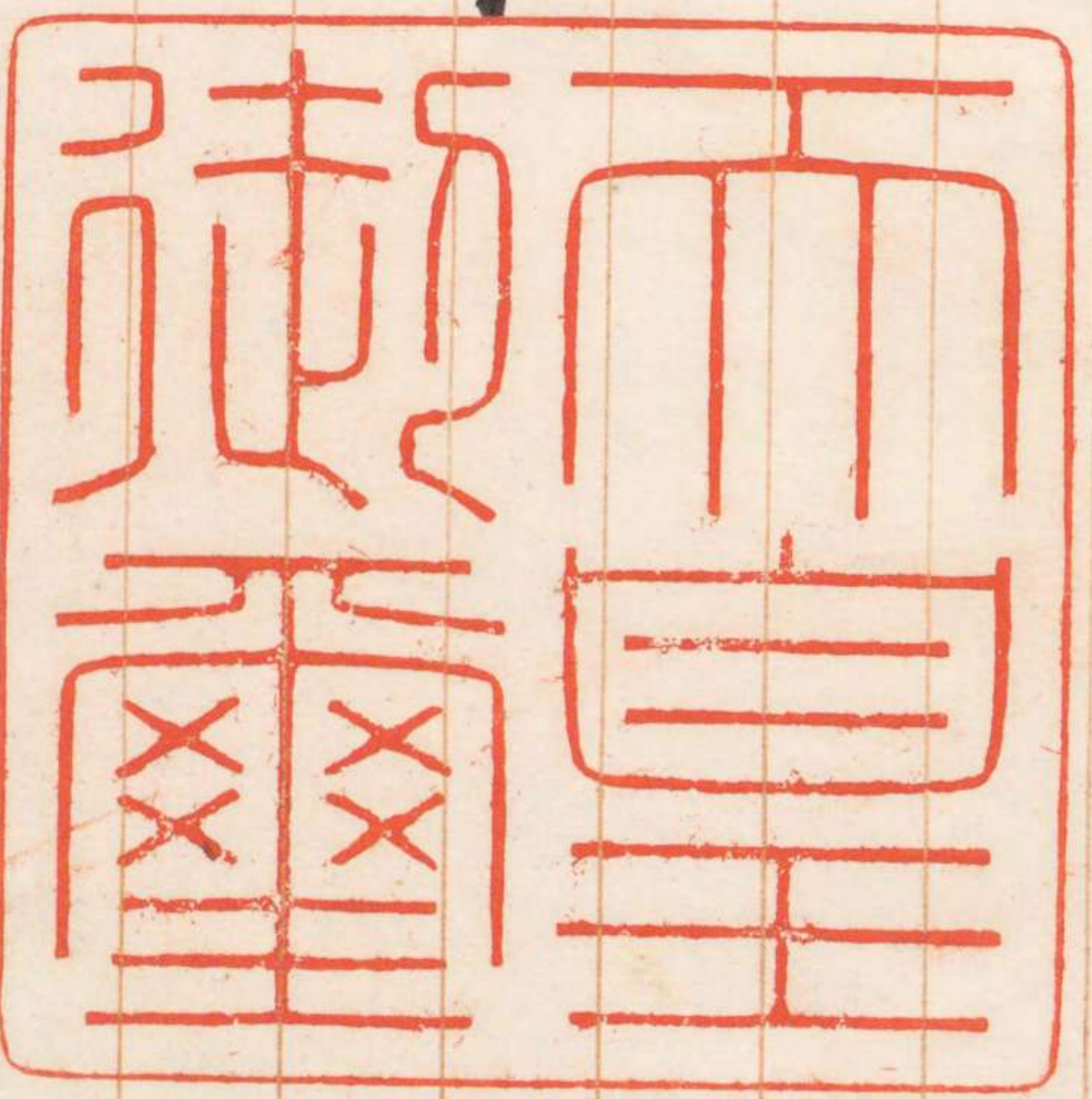


勅令第八十五号



△ 朕意匠條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

睦仁



明治廿一年十二月十八日

局

内閣総理大臣伯爵黒田清隆
農商務大臣伯爵井上馨

勅令第八十五號

意匠條例

第一條 工業上ノ物品ニ應用スヘキ形
状模様若クハ色彩ニ係ル新規ノ意匠
ヲ按出シタル者ハ此條例ニ依リ其意
匠ノ登録ヲ受ケ之ヲ専用スルコトヲ
得

第二條 左ニ掲クル意匠ハ登録ヲ受ク
ルコトヲ得サルモノトス
一 風俗ヲ害スヘキモノ

二 登録出願以前公ニ知ラレ又ハ公ニ用ヒラレタルモノ

第三條 意匠ノ登録ヲ受ケント欲スル者ハ一意匠毎ニ明細書及圖面ヲ添ヘ農商務大臣ニ出願スヘシ但其願書明細書及圖面ハ特許局ニ差出スヘシ

第四條 意匠ノ登録ヲ出願スル者アルトキハ特許局長ハ特許局審査官ヲシテ其意匠ヲ審査セシメ登録ヲ許スヘシト査定シタルモノハ農商務大臣ノ

認可ヲ経テ意匠原簿ニ登録シ其登録證下付ノ手續ヲ為スヘシ

第五條 登録證ハ農商務大臣之ニ署名シ特許局長之ニ副署シ明細書及圖面ヲ添ヘ之ヲ下付スルモノトス

第六條 意匠専用ノ年限ハ三年五年七年及十年ノ四種ト為シ原簿登録ノ日ヨリ起算ス

第七條 意匠ノ専用ハ農商務大臣ノ定ムル物品類別ニ於テ出願人ノ指定シ

タル物品ニ限ルモノトス

第八條 二人以上同一又ハ類似意匠ノ
登録ヲ出願スル者アルトキハ願書日
附ノ先ナルモノヲ登録ス其日附同キ
モノハ共ニ之ヲ登録セサルモノトス
但出願人協議ノ上連名ニテ其登録ヲ
出願スルトキ又ハ其出願ヲ取消ス者
アリテ出願者一人トナリタルトキハ
此限ニ在ラス

第九條 意匠ノ登録ヲ受ケタル者又ハ

之ヲ受ケントスル者死亡シタルトキ
ハ其權利ハ相續者ニ屬スルモノトス

第十條 他人ノ委託又ハ雇主ノ費用ヲ
以テ按出シタル意匠ノ登録出願ノ權
利ハ其委託者若クハ雇主ニ屬ス但別
ニ契約アル場合ニ於テハ此限ニ在ラ
ス

第十一條 登録ヲ受ケタル意匠ト雖モ

第二條ニ該ルコトヲ發見セラレタル
モノ又ハ第八條第十條ニ違ヒ登録ヲ

受ケタルコトヲ發見セラレタルモノ
ハ其登録ヲ無効トス

第十二條 意匠ノ審査査定審判ニ關ス
ル事項ハ總テ特許條例ヲ適用ス

第十三條 意匠専用權ハ制限ヲ附シ若
クハ附セスシテ賣與讓與シ若クハ共
有トナシ又ハ書入ト為スコトヲ得此
場合ニ於テハ特許局ニ請求シ契約ノ
登録ヲ受クヘシ登録ヲ受ケサル契約
ハ第三者ニ對シ法律上其効ナキモノ

トス

第十四條 特許局ノ官吏ハ在職中意匠
ノ登録ヲ出願シ又ハ意匠専用權ヲ新
ニ有スルコトヲ得ス但相續ニ由リ意
匠専用權ヲ新ニ有スルハ此限ニ在ラ
ス

第十五條 登録意匠主其登録證ヲ毀損
若クハ亡失シタルトキハ事由ヲ具シ
再下付ヲ出願スルコトヲ得

第十六條 登録意匠主其明細書若クハ

圖面ノ不完全ナルコトヲ發見シタル
トキハ登録ノ効力ヲ全クスル為メ改
訂明細書若クハ圖面ヲ添へ登録證ノ
改訂ヲ出願スルコトヲ得但其意匠ニ
變更ヲ生スルモノハ此限ニ在ラズ
第十七條 登録意匠主ハ其意匠ヲ應用
シタル物品ニ農商務大臣ノ定メタル
登録標記ヲ為スヘシ
第十八條 意匠ニ關シ出願又ハ請求ス
ル者ハ左ノ手数料ヲ納ムヘシ

- 一 意匠ノ願スルトキ
一意 類毎ニ 金五拾錢
- 二 登録意匠ノ出願與讓與共有又ハ書
入契約ノ登録ノ請求スルトキ
一意匠ニ付物品一類毎ニ 金三圓
- 三 登録證ノ再下付出願スルトキ
證書一枚毎ニ 金壹圓
- 四 登録證ノ改訂ヲ出願スルトキ
一意匠ニ付物品一類毎ニ 金貳圓
- 五 審判ヲ請求スルトキ



圖面ノ不完全ナルコトヲ發見シタル
 トキハ登録ノ効力ヲ全クスル為メ改
 訂明細書若クハ圖面ヲ添へ登録證ノ
 改訂ヲ出願スルコト得但其意匠ニ
 變更ヲ生スルモノハ此限ニ在ラズ
 第十七條 登録意匠ニハ其意匠ヲ應用
 シタル物品ニ農務大臣ノ定メタル
 登録標記ヲ為スルニシテ
 第十八條 意匠ヲ出願又ハ請求ス
 ル者ハ左
 納ムヘシ



- 一 意匠ノ登録ヲ出願スルトキ
 - 一意匠ニ付物品類毎ニ 金五拾錢
- 二 登録意匠ノ賣與讓與共有又ハ書
入契約ノ登録ヲ請求スルトキ
 - 一意匠ニ付物品類毎ニ 金三圓
- 三 登録證ノ再下付ヲ出願スルトキ
 - 證書一枚毎ニ 金壹圓
- 四 登録證ノ改訂ヲ出願スルトキ
 - 一意匠ニ付物品類毎ニ 金貳圓
- 五 審判ヲ請求スルトキ

一事件毎ニ

金七圓

第十九條 意匠登録證又ハ其改訂登録

證ヲ受クル者ハ意匠ヲ應用スル物品

一類毎ニ左ノ區別ニ從ヒ登録料ヲ納

ムヘシ

一 三年ノ専用 金壹圓

二 五年ノ専用 金貳圓

三 七年ノ専用 金四圓

四 十年ノ専用 金八圓

第二十條 登録意匠ニ關スル書類ノ謄

本若クハ圖面ノ調製ヲ要スル者ハ特

許局ニ之ヲ請求スルコトヲ得此場合

ニ於テハ相當ノ手数料ヲ納ムヘシ

第二十一條 登録意匠ノ専用權ヲ侵シ

タル者ハ其意匠主ニ對シ損害賠償ノ

責ニ任スヘシ

第二十二條 前條損害賠償ノ責ハ三年

ヲ以テ期滿免除ノ期トス

第二十三條 他人ノ登録意匠ナルコト

ヲ知リ之ヲ同一物品ニ應用シテ之ヲ

販賣シタル者又ハ情ヲ知リテ其物品
ヲ受託販賣シタル者ハ十五日以上六
月以下ノ重禁錮又ハ十圓以上百圓以
下ノ罰金ニ處ス

登録意匠主ノ權利ヲ侵スヘキ物品ナ
ルコトヲ知リ之ヲ外國ヨリ輸入シテ
販賣シタル者又ハ情ヲ知リ其物品ヲ
受託販賣シタル者ハ罰前項ニ同シ
詐欺ノ所為ヲ以テ登録證ヲ受ケタル
者又ハ登録ヲ受ケサル意匠ヲ應用シ

タル物品ニ登録標記若クハ類似ノ標
記ヲ為シテ販賣シタル者又ハ情ヲ知
リ其物品ヲ受託販賣シタル者ハ罰第
一項ニ同シ

第二十四條 前條第一項第二項ノ場合
ニ於テハ其犯罪ノ物件ヲ沒收シテ登
録意匠主ニ給付シ其既ニ賣捌キタル
モノハ代價ヲ追徴シテ之ヲ給付ス

第二十五條 第二十三條第一項第二項
ノ犯罪ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ

論ス

前項ノ場合ニ於テ告訴人ノ請求ニ依
リ裁判官ハ假ニ其告訴ニ係ル物品ノ
販賣ヲ差止ムルコトヲ得

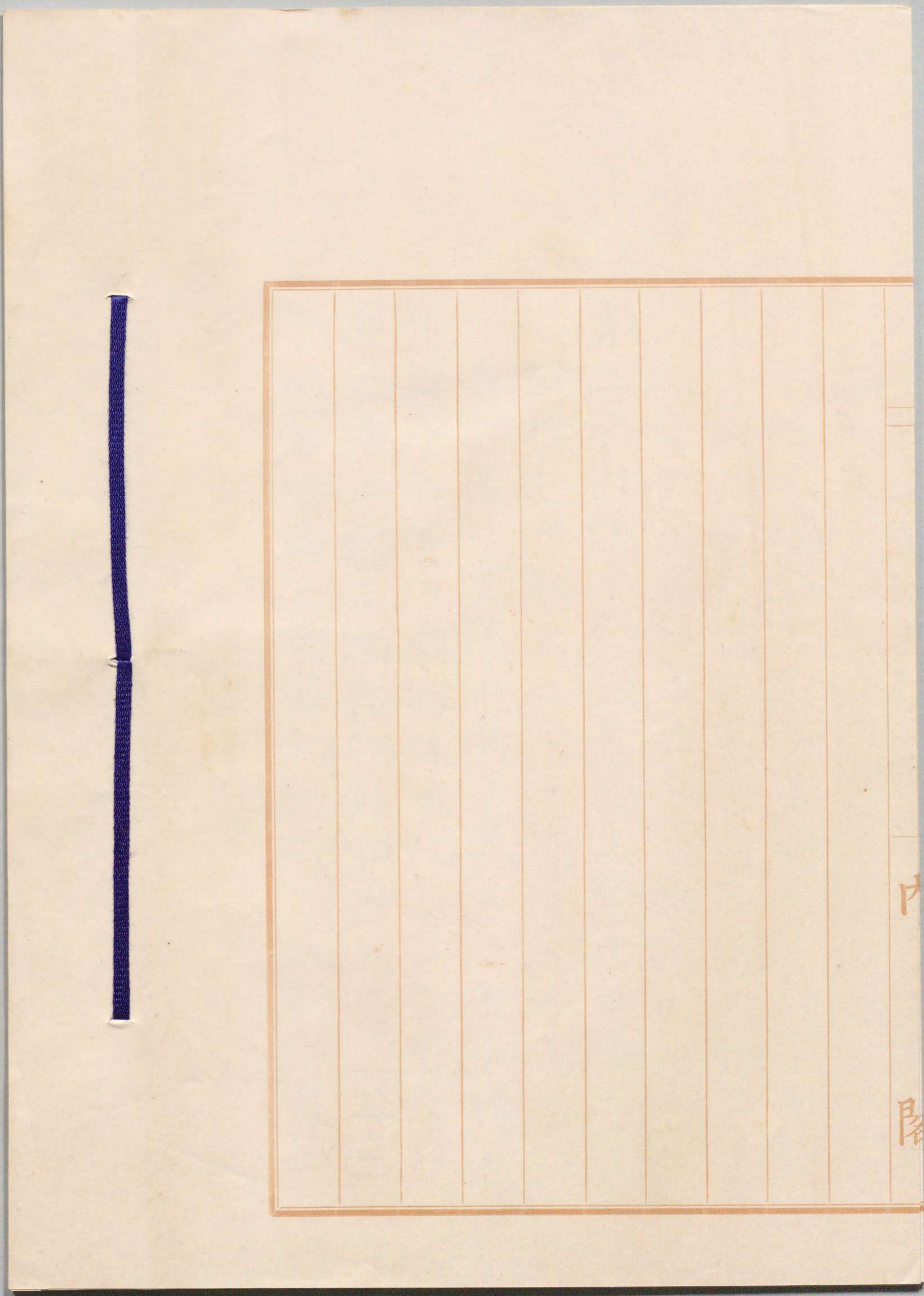
第二十六條 登録意匠第十七條ノ登
録標記ヲ為スコトヲ怠リタルトキハ
告訴又ハ要償ノ訴ヲ為スコトヲ得ス

第二十七條 此條例ヲ犯シタル者ニハ
刑法ノ數罪俱發ノ例ヲ用ヒス

第二十八條 此條例施行ノ細則ハ農商

務大臣之ヲ定ム

第二十九條 此條例ハ明治二十二年二
月一日ヨリ施行ス



内

陽